原野（げんや）の買い取り話に気を付けて！

～原野商法（げんやしょうほう）の二次被害～

原野商法とは

「別荘地として将来値上がりする」「新幹線が開通する予定」などと言い、実際には価値のない土地を高額で売りつける手口で、1970 年代から８０年代に社会問題になった悪質商法です。

●現在もその土地を所有し、税金の支払いや管理に困ったり、相続する家族に迷惑をかけたくないなど、売却を考えている原野商法の被害者を狙い、売却の契約を持ち掛け「後で買い戻す」「購入費用は後で返す」などと言い、結果的に別の新たな土地の購入をさせる「原野商法の二次被害」と呼ばれるトラブルが全国的に急増しています！

アドバイス

★原野商法で購入した土地を「売却してあげる」「買い取る」などと言われて、実際に消費者が利益を得られたケースや、新たに購入した土地の買戻し、購入費用が返金されたケースは全国でも確認できていません！

突然業者が訪問、電話で勧誘してくる原野等に関する売却話はトラブルになる可能性が非常に高いので、もし、勧誘されたら

耳をかさず、きっぱりと断りましょう！！

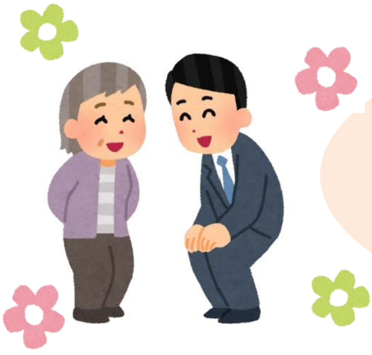

★1970 年代から 80 年代に原野等を購入した消費者は現在高齢となっています。周りの人も身近な高齢者に変わった所はないか、金銭的に困っている様子はないか気を配り、不安な場合は消費生活センターへご相談下さい。

太宰府市消費生活センター

●開催日時●

毎週月～金曜日　午前９時 30 分～午後４時
（正午～午後１時は昼休み）
※予約不要

●場　　所●　市役所２階　消費生活相談室

多重債務問題に関する無料法律相談窓口

●開催日時●

毎月第３木曜日　※祝日の場合は第４木曜日

午後１時～午後４時（一人 30 分程度）※要予約

●場　　所●　市役所２階　２０１会議室

<問い合わせ・相談予約申し込み>

産業振興課　０９２－９２１－２１２１（☎内線 440）